

# 守山市の占用許可継続申請に関する意見書

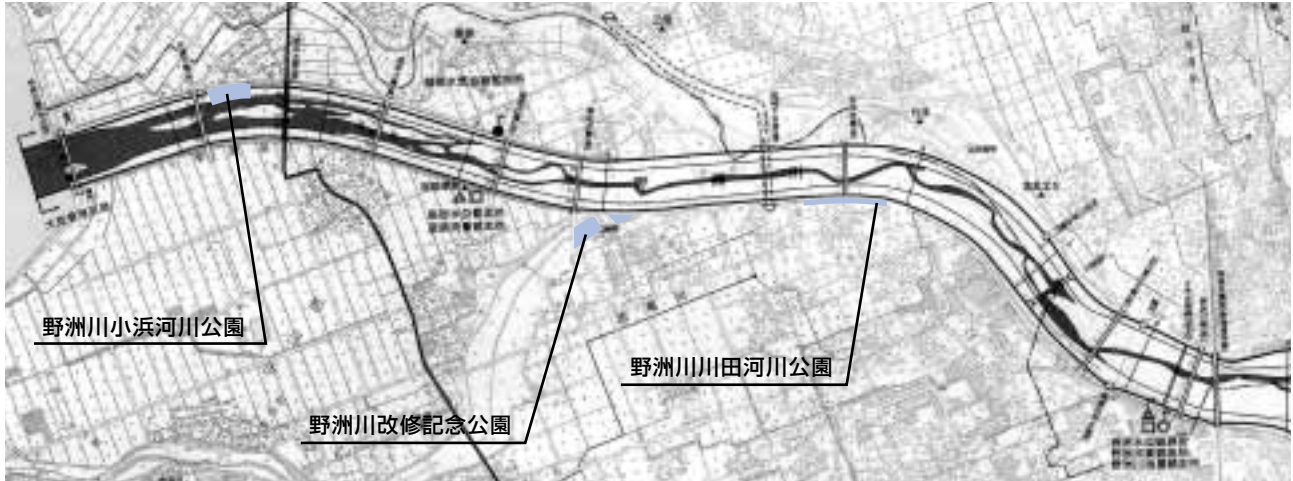
## ■ 守山市の占用許可継続申請（野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園分）に関する意見書の提出

琵琶湖河川事務所より平成18年1月16日付で、守山市の占用許可継続申請（野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園分）に対する意見照会の依頼が河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）にありました。

守山市の継続使用については委員会審査が行われ、平成19年1月18日、琵琶湖河川事務所に意見書が提出されました。

この提出された意見書について、内容をご報告いたします。

### ● 占用許可申請の概要



### ● 野洲川小浜河川公園

1	施設名称	野洲川小浜河川公園	5	占用面積	17,268.0m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	平成14年1月29日（経過年数 5年）
3	占用施設	多目的広場、緑地広場、坂路	7	占用期間	平成16年4月1日～平成19年3月31日
4	場所	守山市小浜町地先 （右岸1.2km付近から1.5km付近）			

### ● 野洲川改修記念公園

1	施設名称	野洲川改修記念公園	5	占用面積	23,097.01m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	昭和63年7月18日（経過年数 19年）
3	占用施設	ゲートボール場、サッカー場、 グラウンドゴルフ場	7	占用期間	平成13年4月1日～平成19年3月31日
4	場所	守山市笠原町地先（右岸3.8km付近）			

### ● 野洲川川田河川公園

1	施設名称	野洲川川田河川公園	5	占用面積	34,152.40m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	平成14年3月27日（経過年数 5年）
3	占用施設	多目的広場、緑地広場、 グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路	7	占用期間	平成16年4月1日～平成19年3月31日
4	場所	守山市川田町地先 （左岸5.3km付近から5.9km付近）			

● 占用許可申請に関する意見書（野洲川小浜河川公園）

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に算定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづいて、河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場であり、設置されて以降、施設利用について大きな変更はない。施設利用形態は自由利用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見れば、多目的広場は利用されたいと見られるが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されたいと見られる。また、野洲川河口部に近いので、この施設の駐車場を利用して、低水際岸上から魚釣をする釣り人が多い。

当該箇所は、野洲川河口部に近い、河川敷の高水敷の占用箇所であり、とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また、梁境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息環境をとくに断絶方向に判断する必要がある。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考え

このため、土地を供出した期間河川である経緯や地域の強い要望がある現状から、すぐに対応することは難しい面はあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきである。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを旨とした水辺の総合的利用が可能施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。対話集会では、中州を観察する施設、ワンド建造の発掘、水遊びの施設などの「川とのふれあひ」の設置要望が寄せられていることから、従来のスポーツ・レクリエーション施設のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあひができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期間の更新についての意見】

- ① 多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ② 多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあひのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。
- ③ 「代替地の検討」または「川とのふれあひへの検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

対象施設の概要

施設名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先（右岸 1.2km 付近から 1.5km 付近）
占 用 施 設	多目的広場、緑地広場、坂路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	17,268.0m <sup>2</sup>

平成18年1月16日付け国近整理占調第28号にて意見照会がありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申したいします。

平成19年1月18日

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 笠 文彦

占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川小浜河川公園)

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様

2. 検討の経緯

平成18年1月16日	意見照会書の受理
平成18年1月20日	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
平成18年3月3日	委員による意見交換 申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員による占用許可期間更新について協議

以上

● 占用許可申請に関する意見書（野洲川改修記念公園）

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の縦切箇所の堤防を安定させるため、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流御帯に設置されたものである。

占用施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にクラウンゴルフ場が設置され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地割（御帯）に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生態環境の連続性を判断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小していくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和63年から設置され、多くの利用者が広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に因する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

① クラウンゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に変更をするか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

① 占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場、駐車場の整備を検討されたい。

2. 検討の経緯

平成18年1月16日	意見照会書の受理
平成18年1月20日	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成18年3月3日	申請者から申請理由・内容についての説明
平成18年8月31日	委員による意見交換 申請者から申請内容についての補足説明
平成18年10月3日	委員による意見交換 委員による占用許可期間更新について協議

以上

平成19年1月18日

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 笠 文彦

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様

占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成18年1月16日付け国近整理占調第28号にて意見照会がありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

施設名称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先（左岸 3.8km付近）
占用施設	ゲートボール場、サッカー場、クラウンゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	28,097.0m <sup>2</sup>

● 占用許可申請に関する意見書（野洲川川田河川公園）

<p>1. 委員会としての意見・要望</p> <p>対象施設は、平成13年に策定された『野洲川河川空間整備基本構想』にもとづき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。</p> <p>占用施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場であり、設置されて以降、施設利用に大きな変化はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を停め、低水護岸を山まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。</p> <p>当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を継続方向に判断する影響があると考えられる。</p> <p>当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地の確保すべき施設であると考えられる。</p> <p>このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すくに対応することは難しい、面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。</p> <p>ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを旨とした水辺の総合的利用が可能施設」に変更する選択が考えられる。このような配慮が十分な場合には、継続占用は可能と考えられる。従来のスポーツ・レクリエーションとしての利用のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。</p> <p>したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。</p>	<p>【占用許可期間の更新に関する要望事項】</p> <p>① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。</p> <p>② 占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。</p> <p>③ 「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。</p> <p>【占用許可期間の更新に関連する要望事項】</p> <p>① 占用者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。</p> <p>② 多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討</p> <p>③ トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。</p> <p>④ 河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占用者、関係住民と議論を行い、「河川のあり方」を示すこと。</p>
<p>平成19年1月18日</p> <p>河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 竺 文彦</p>	<p>2. 検討の経緯</p> <p>平成18年1月16日 意見照会書の受理</p> <p>平成18年1月20日 委員会 河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換</p> <p>平成18年3月3日 委員会 申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換</p> <p>平成18年8月31日 意見交換会 申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換</p> <p>平成18年10月3日 委員会 委員による占用許可期間更新について協議</p> <p>以上</p>

<p>国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様</p> <p>平成18年1月16日付け国近整環占調第28号にて意見照会がありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。</p>	<p>占用許可申請に対する意見書 (守山市 野洲川川田河川公園)</p>										
<p>対象施設の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>野洲川川田河川公園</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>守山市川田町地先(左岸 5.3km付近から5.9km付近)</td> </tr> <tr> <td>占 用 施 設</td> <td>多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路</td> </tr> <tr> <td>申 請 者</td> <td>守山市</td> </tr> <tr> <td>占 用 面 積</td> <td>34,152.40㎡</td> </tr> </table>	施設名称	野洲川川田河川公園	場 所	守山市川田町地先(左岸 5.3km付近から5.9km付近)	占 用 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路	申 請 者	守山市	占 用 面 積	34,152.40㎡	<p>野洲川川田河川公園</p>
施設名称	野洲川川田河川公園										
場 所	守山市川田町地先(左岸 5.3km付近から5.9km付近)										
占 用 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路										
申 請 者	守山市										
占 用 面 積	34,152.40㎡										